

新型コロナウイルス感染症支援策のお知らせ

ご利用を希望される場合は、問い合わせ先までご相談ください。

※令和2年10月15日現在の情報ですので、変更等が生じている場合があります。
 ※高山市新型コロナウイルス総合窓口では、様々なご相談等に対応していますが、詳細内容によっては、それぞれの担当機関等をご紹介する場合がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援一覧

(高山市作成：令和2年10月15日現在)

支援策 【】内は制度の実施主体を表示しています。例【国】=国の制度		区分	対象	概要	問い合わせ先
生活資金に困っている	1 新型コロナウイルス感染症にかかる特別融資 【市】	貸付	勤労者、市民	・市内金融機関が行う特別融資制度の活用促進のため、市による支援を追加(令和3年3月までの融資実行分) ・利率：3年間全額補給 ・保証料：一括前払い…全額補給、後払い…利率同様(保証料の有無・支払い方法は制度内容による)	市内金融機関 商工課 0577-35-3144
	2 生活福祉資金貸付制度 【社会福祉協議会】	貸付	感染症の影響により収入が減少した世帯	・据置期間や償還期限を延長した無利率・保証人不要の緊急小口資金等の特別貸付(上限20万円)を実施(～12月末) ・申請受付：高山市社会福祉協議会、市福祉サービス総合相談支援センター	高山市 社会福祉協議会 0577-35-0294
	3 福祉金庫基金資金の貸付要件の緩和 【市】	貸付	生計を維持することが困難になった方	・他の融資を受けられない方を対象に生活資金の貸付(上限20万円)を実施(～12月末、貸付上限額の引き上げ、保証人などの貸付要件の特例措置を実施)	福祉課 0577-35-3139
	4 高等教育就学支援新制度・貸与型奨学金 【国】	その他	家計が急変した家庭の学生	・感染症の影響により学費等の支援が必要となった学生に、高等教育就学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)及び貸与型奨学金により支援	日本学生支援機構 奨学相談センター 0570-666-301
	5 住居確保給付金 【国】	給付	給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少している方など	・離職、廃業後2年以内の者に加え、感染症等の影響で、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居喪失又は住居喪失のおそれが生じている方に対して家賃相当額を支給(対象範囲を拡大) ・家賃相当額(例：県内町村における1人世帯の場合：上限29,000円/月)を原則3か月間支給(一定の求職活動を行う等の支給要件あり)	市福祉サービス 総合相談支援 センター 0577-35-3002
	6 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 【国・市】	給付 補助	令和2年4月1日から12月31日までの間に、事業主の指示により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受け取ることができなかった方	・休業手当の一部を給付(支給額)休業前の1日あたりの支給額(平均賃金額の80%、上限11,000円)×休業実績(各月の日数-就労した又は労働者の事業で休んだ日数) ・国の休業支援金・給付金を活用する場において、当該労働者の休業前の1日あたりの平均賃金額に休業実績の日数を乗じて得た額と国の支援金・給付金との差額(自己負担分)を全額補助	新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・ 給付金コールセンター 0120-221-276 商工課 0577-35-3144
	7 県営住宅による支援 【県】	その他	県営住宅入居者及び新規入居者 居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	・県営住宅の家賃の支払いが困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った家賃に減額。また、保証人が見つからない場合、保証人を免除 ・解雇等の理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず県営住宅を一時提供	県住宅供給公社 0584-81-8503
	8 市営住宅による支援 【市】	その他	市営住宅入居者及び新規入居者 居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	・市営住宅の家賃、敷金及び駐車場使用料の支払いが困難な場合、収入の状況により減額又は猶予。また、保証人が見つからない場合、保証人を免除 ・解雇等の理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず市営住宅を一時提供 ・申請から入居決定にかかる期間を短縮(1週間程度)	建築住宅課 0577-35-3176
	9 臨時職員の緊急雇用 【市】	その他	感染症の影響により失業した方や就労環境の悪化により就労の機会を失った方など	・新型コロナウイルス総合窓口や各種支援事業の業務などを行う臨時職員(会計年度任用職員)を雇用 (雇用条件(フルタイム勤務の場合)) 勤務時間：7.75時間/日 月額給与：147,200円～156,300円(その他通勤手当など) 雇用期間：令和2年5月～令和3年3月(最長) ・そのほか、短時間の勤務をご希望の方も募集中	総務課 0577-35-3133
新型コロナウィルスに感染したら	10 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担 【国】	その他	感染症にかかった方	・感染症法に基づき、感染者の自己負担をすべて公費負担(国3/4、県1/4)	厚生労働省
	11 国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金の給付 【国・市】	給付	給与等の支払いを受けている国民健康保険及び後期高齢者医療加入者で感染症にかかった方又は疑いのある方で仕事を休んだ方	・国民健康保険及び後期高齢者医療から傷病手当金を給付 ・対象期間：仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日(4日目)から1年6か月を限度 ・対象日：対象期間のうち勤務することを予定していた日 ・手当金額：直近3か月の一日当たり平均給与等額の2/3×対象日数(対象日に受け取った給与等が手当金額を超える場合は給付しない)	市民課 0577-35-3003
	12 子育て世帯への臨時特別給付金 【国】	給付	児童手当を受給する世帯(0歳～中学生がいる世帯)	・臨時特別の給付金(一時金)として、児童手当受給世帯に対し、対象児童1人につき1万円を支給 ・市から案内を対象者(公務員を除く)へ郵送、給付を辞退する場合は手続きが必要(公務員については、各職場から別途案内される)	子育て支援課 0577-35-3140
	13 ひとり親世帯臨時特別給付金 【国】	給付	児童扶養手当の受給資格がある世帯	・子育てと仕事をひとりで担う低所得のひとり親世帯に対し、基本給付1世帯あたり5万円(第2子以降1人につき3万円)、追加給付1世帯あたり5万円を支給(基本給付) ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者(申請不要) ②公的年金等を受給しており、6月分の児童扶養手当が支給されてない方(要申請) ③感染症の影響を受けて、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方(要申請) (追加給付) ①または②に該当する方のうち、感染症の影響を受けて、収入が減少した方(要申請)	子育て支援課 0577-35-3140
14 小学校休業等対応支援金 【国】	給付	契約した仕事ができなくなっている保護者	・小学校・保育所等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている保護者に対する助成(支給額)4,100円/日(定額)(4月1日以降は7,500円/日)2/27～12/31のうち就業できなかった日数	学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター 0120-603-999	
納税等の特例	15 納税猶予の特例 【国】	その他	2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての方	・無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予。基本的にすべての税が対象	高山税務署 0577-32-1020
	16 納税猶予の特例 【県】	その他	2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)し納付が困難な方	・自動車税や不動産取得税について無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予	飛騨県税事務所 0577-33-1111
	17 自動車税の軽減措置の延長 【県】	その他	自家用乗用車を取得される方	・自動車税環境性能割の税率を1%軽減する措置を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象	飛騨県税事務所 0577-33-1111
	18 納税猶予の特例 【市】	その他	2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての方	・個人住民税、固定資産税等について無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予	税務課 0577-35-3504
	19 国民健康保険料等の減免、支払い猶予	その他	感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がった世帯	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免 【主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病を負った世帯】保険料を全額免除 【主たる生計維持者の事業収入等の減少した世帯】次の要件の全てに該当する世帯について、前年の合計所得金額の区分に応じて保険料のうち、対象額の10分の2から10分の10を減免 ・主たる生計維持者の事業収入等が前年の10分の3以上減少したこと ・世帯の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ・減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること	市民課 0577-35-3495
	20 介護保険料の減免、支払い猶予	その他	感染症の影響により納付が困難な方	・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料について、支払期限を最大6ヵ月猶予	市民課 0577-35-3495
		【国・市】	その他	感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方	国民年金保険料の免除申請又は特例申請 次に該当する方は、保険料の免除申請又は特例申請が可能となる ・感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方 ・当年中の所得見込額が保険料免除基準相当又は学生納付特例基準相当になることが見込まれる方
【国・市】	その他	感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる第1号被保険者	【世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第1号被保険者】 ・申請により介護保険料を全額免除 【主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる第1号被保険者】 ・次の要件の全てに該当する方について、申請により前年の合計所得合計額の区分に応じて、対象保険料額の8/10又は10/10を減免 ①事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のうちいずれかが前年度の当該事業収入等の額の3/10以上減少したこと ②減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること	高年介護課 0577-35-3178	
	その他	感染症の影響により納付が困難な方	・介護保険料の毎月の支払いについて、申請により支払期限を最大6ヵ月猶予	高年介護課 0577-35-3178	

支援策		区分	対象	概要	問い合わせ先	
【 】内は制度の実施主体を表示しています。例【国】=国の制度						
個人向け	生活支援	納税等の特例	21 占用料等の納入猶予 【県】	その他 納入が困難な方	・道路、河川、砂防の占用料等について、納入が困難な方に対し、最長で1年間納入を猶予し、猶予期間中の延滞金は免除	高山土木事務所 0577-33-1111
			22 使用料の納入猶予 【県】	その他 納入が困難な方	・都市公園における公園施設の設置若しくは管理許可又は占用許可に基づく使用料について、納入が困難な方に対し、最長で1年間納入を猶予	高山土木事務所 0577-33-1111
	心の豊かさの創出のために		23 社会教育施設使用料の減免 【市】	その他 市民等 市内に住所を有する団体	・感染症による文化芸術活動への影響を踏まえ、文化ホールや公民館など社会教育施設の使用料を減免 (減免内容) ①高校生以下の市民等が活動の中心となる団体・個人の使用 全額減免 ②広く市民に公開される催しを開催するための使用 1/2減免 ※ 減免を受けるには申請が必要、一部減免対象外の費用あり	生涯学習課 0577-33-3155
			24 体育施設等使用料の減免 【市】	その他 高校生以下の市民等 高校生以下の市民等で構成される団体	・感染症によるスポーツ活動への影響を踏まえ、スポーツ施設の使用料を減免 (減免内容) 全額減免 ※ 減免を受けるには申請が必要	スポーツ推進課 0577-35-3157
事業者向け	感染拡大防止	感染拡大を防ぐために	25 従業員等の感染により一時的に閉鎖した事業所等への支援 【県】	給付 従業員が感染して一時的に閉鎖した事業所等	・感染拡大を防ぐため消毒に要する経費を給付 (支給額) 閉鎖期間1日～13日:1件あたり一律25万円 閉鎖期間14日以上:1件あたり一律50万円	県商工労働部 058-272-1111
			26 感染防止・おもてなし支援事業補助金 【市】	補助 市内の観光関連事業者、市民など多数の来訪が見込まれる施設の経営者	・市民・観光客や事業者の安全・安心の確保と事業継続・観光需要回復のための取り組みへの支援 ・補助対象事業 ①来訪者と施設運営事業者の安全・安心を確保する事業 ②観光需要回復に向けた基盤を整備する事業(観光関連事業者のみ) ・補助率:1/2 補助上限:50万円	海外戦略課 0577-35-3346
	雇用継続	従業員の雇用を継続させたい	27 雇用調整助成金 【国・県・市】	補助 労働者を一時休業、教育訓練又は出向を行うことで、労働者の雇用の維持を図った事業者	・休業手当、賃金等の一部を助成 ・緊急対応期間(4/1～12/31)は助成率を中小企業4/5、大企業2/3、解雇等を行わない場合は、中小企業10/10、大企業3/4に引上げ ・雇用保険被保険者でない非正規労働者の休業も対象 ・国の雇用調整助成金を活用して、雇用の安定及び事業活動の継続、収束期を見据えた雇用の確保の取り組みを支援するため、雇用調整助成金にかかる労働者の休業手当相当額と国の助成金額との差額(事業者負担分)を全額補助	ハローワーク高山 0577-32-1144 商工課 0577-35-3144
			28 外国人材受入れ支援事業費補助金 【県】	補助 監理団体等	・園芸産地等について、技能実習生等の受け入れを行う監理団体と海外を結ぶWEB面接に必要な機器導入経費等を支援 ・補助対象:WEB面接実施に必要な機器導入等経費、補助率:1/2以内	県農業経営課 058-272-8225
		29 農業労働力確保緊急支援事業 【国】	補助 技能実習生等を確保できない生産者	・感染症の影響による入国制限等により、外国人技能実習生等が確保できない生産者を支援 ・補助対象:人材確保に伴う賃金や交通費など掛かり増し経費 ・補助額:実費 ※上限あり	農林水産省 就農女性課 03-3502-6469	
		30 小学校休業等対応助成金 【国】	補助 有給休暇を取得させた企業	・小学校・保育所等の臨時休業や感染等により学校等を休む子どもの世話をを行うため、小学校等に通う子の保護者である労働者に対し、労基法の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に対し助成 (支給額) 対象労働者の日額換算賃金額(上限8,330円、4/1以降上限1.5万円) ×有給日数(2/27～12/31)	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-603-999	
	事業継続	経営を建て直したい	31 持続化給付金 【国】	給付 中小企業者等	・売上が前年同月比で50%以上減少している者 ・前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12か月)の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
			32 商業機能等持続化事業補助金 【市】	補助 市内でテナントにより店舗などを経営する中小企業者等	・感染症の影響により、3月～8月のいずれかの間に、売上が前年同期比で20%以上減少している者 ・対象経費:入居する店舗や事務所等の賃借料 ・補助上限:1事業者につき40万円(4月～9月の6ヵ月分の家賃の1/3相当額)	商工課 0577-35-3144
			33 創業者持続化事業補助金 【市】	補助 令和2年1月1日から5月31日までに創業した方	・創業間もない市内事業者に対して、創業直後の最も不安定な環境下での事業活動の持続化を支援 ・創業時の計画に対して売上が減少し、今後も事業継続の意思のある方を対象 ・補助上限:1事業者につき50万円	商工課 0577-35-3144
			34 温泉利用宿泊施設支援補助金 【市】	補助 市内で温泉を利用する宿泊施設を営む事業者	・感染症の影響により、3月～8月のいずれかの間に、売上が前年同期比で20%以上減少している者 ・対象経費:温泉を共同で利用・購入している組合等へ支払う利用料 鉱泉源を単独で所有している場合は、温泉を常時くみ上げるために必要な電気など ・補助上限:1施設40万円	観光課 0577-35-3145 上宝支所 0578-86-2111
35 教育旅行の誘致推進 【市】			補助 市内を修学旅行等で訪れる小中高等学校等	・教育旅行の行き先を変更する動きがあるため、当市への教育旅行の支援制度を創設 ・補助額:宿泊2千円/人、日帰り1千円/人 ・補助上限:宿泊1校あたり60万円、日帰り1校あたり30万円	観光課 0577-35-3145	
36 労働力不足の解消に向けたスマート農業実証 【国】			委託 農業者を含むコンソーシアム	・人手不足が深刻化する品目・地域を対象に、スマート農業技術の現場への導入・実証(農業高校等との連携など別途取組み必要) ・国からの委託により実施 ※上限あり	農林水産省 研究推進課 03-3502-7462	
37 経営継続補助金 【国】			補助 農林漁業者(個人・法人)	・感染症の影響を克服するため、感染拡大防止をしつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換など経営継続に向けた農林漁業者の取り組みを支援 ・補助率:3/4+定額 ・上限額:100万円+50万円(共同申請の場合:1,000万円+500万円)	農林水産省 経営政策課 03-6744-0576	
38 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業 【国】			補助 畜産農家(肉用子牛生産)	・感染症の影響による肉用子牛の出荷の停滞が懸念されるため、計画出荷に係る掛かり増し経費を支援 ・補助対象:計画出荷に係る掛かり増し経費(飼料費等) ・補助率:定額	県畜産振興課 058-272-8447	
39 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 【国】			補助 畜産農家(肥育牛生産)	・感染症の影響による国内外の需要減少により経営悪化が懸念されるため、経営体質の強化に向けた取組みを支援 ・補助対象:経営体質強化に資する取組みに係る経費 ・補助率:定額(1頭あたり2～5万円、条件等により単価が異なる)	県畜産振興課 058-272-8447	
40 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業 【国】			補助 畜産農家(肉用子牛生産)	・感染症の影響により、肉用子牛の全国平均単価が発動標準を下回った場合に、経営改善のための取り組みを行う生産者に対して、販売頭数に応じた奨励金を交付 ・補助率:定額(1頭あたり1万円または3万円、条件等により単価が異なる)	県畜産振興課 058-272-8447	
41 飛騨牛子牛市場活性化緊急対策事業費補助金 【県】		補助 畜産農家(肉牛生産)	・購買意欲が低下した県内肉牛農家の購入奨励のため、県内和牛の子牛導入経費を支援 ・補助対象:子牛市場を開拓する団体が実施する子牛導入支援に要する経費 ・補助率:1/2(団体の交付単価3万円/頭)	県畜産振興課 058-272-8447		
前向きな投資をしたい		42 新型コロナウイルス対策公共交通利用促進補助金 【市】	その他 路線バス運行事業者、貸切バス・タクシー事業者が加盟する団体	・市内の交通事業者の事業活動を支援し、地域公共交通を維持するため、路線バスや貸切バス、タクシー利用の企画商品の販売に対して支援 ・補助対象事業 ①貸切バス等利用支援事業 市民が貸切バス等を利用して県内を移動した場合の利用料金の一部を助成 ②旅行ツアー企画支援事業 路線バスや貸切バス、タクシーを利用する県内を対象とした旅行等を企画し、参加費用の割引や参加者に特典を付与する商品に対して助成	都市計画課 0577-57-7444	
		43 生産性改革推進事業の拡充 【国・市】	補助 中小企業者	・感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、「生産性革命推進事業」における各補助事業の補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設置 ものづくり補助金:補助率1/2または2/3または3/4 持続化補助金:補助上限50万円→100万円、IT導入補助金:補助率1/2→2/3 ・国の補助率等の拡大に加えて、さらに事業者の負担を軽減するため、事業者の自己負担分を全額補助(補助上限あり)	中小企業 基盤整備機構 03-6459-0866 商工課 0577-35-3144	
		44 新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金 【県・市】	補助 小規模事業者	・感染症の影響を受けた県内に主たる事務所を有する小規模事業者に対し、業態転換など、事業の継続に向けた取組みを支援 ・補助率3/4、補助上限150万円 ・県の支援制度に加えて、さらに事業者の負担を軽減するため、事業者の自己負担分を補助 ・補助率:1/3(県補助とあわせ最大10/10)、補助上限:75万円	高山商工会議所 0577-32-0380 高山北商工会 72-4130 高山西商工会 53-3112 高山南商工会 52-3460 商工課 0577-35-3144	
	45 JAPANブランド育成支援等事業 【国】	補助 中小企業者	(1)事業者支援型 事業者が市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、新市場への販路開拓を目指す取組みの費用を補助 ・補助率:2/3以内、補助上限:500万円(1事業者あたり) (2)支援事業型 民間支援事業者や地域の支援機関等が、地域産品を活用した新商品の開発・商品のブランド化等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、市場調査や商品のプロモーション活動等の支援を行う際の費用を補助 ・補助率:2/3、補助上限:2,000万円	中小企業庁(創業・新事業促進課) 03-3501-1767		
	46 新ビジネス創出応援事業補助金 【市】	補助 中小企業者	・感染症による影響を乗り越えるため、市内事業者のそれぞれの特色を最大限に活かした新たなビジネスの創出や経営の多角化などの取り組みを支援 ・対象経費:店舗改修費、広告宣伝費など ・補助率:1/2、補助上限:10万円	商工課 0577-35-3144		

支 援 策 【 】内は制度の実施主体を表示しています。例【国】=国の制度		区分	対 象	概 要	問い合わせ先	
前向きな 投資を したい	47 感染防止・おもてなし支援事業 補助金 ※再掲 【市】	補助	市内の観光関連事業者、市民など多数の来訪が見込まれる施設の経営者	・市民・観光客や事業者の安全・安心の確保と事業継続・観光需要回復のための取り組みへの支援 ・補助対象事業 ①来訪者と施設運営事業者の安全・安心を確保する事業 ②観光需要回復に向けた基盤を整備する事業（観光関連事業者のみ） ・補助率：1/2 補助上限：50万円	海外戦略課	0577-35-3346
	48 新たな旅行商品の造成促進 【市】	補助	旅行業者	・観光客が大幅に減少している状況にあるため、感染症対策に対応した本市への旅行商品の新規造成にかかる費用を助成 ・補助対象事業：①都市圏等から出発する募集型企画旅行商品の造成 ②市内の旅行業者が行う着地型旅行商品の造成 ・補助上限：①1企画あたり100万円 ②1企画あたり20万円	観光課	0577-35-3145
	49 高収益作物次期作支援交付金 【国】	補助	生産者(野菜、花きなど)	・卸売市場での売り上げが減少した野菜、花きなどの生産者が行う次期作に向けた前向きな取り組みを支援 ・生産・流通コストの削減に資する取り組み、生産性向上に要する資材などの導入に資する取り組みなど2つ以上の取り組みを実施すること ・補助率：定額（10aあたり5万円）	農林水産省 園芸作物課	03-6738-7423
事業継続 資金繰りの ための 融資等を 受けた い	50 新型コロナウイルス感染症 対策資金 【県・市】	貸付	中小企業者	・売上げ等が減少している事業者の資金繰りを支援 〈融資条件〉融資限度額：8千万円 償還期間：運転7年以内、設備10年以内 融資利率：年1.0%、信用保証料負担：0.5% ・事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加（令和3年3月までの融資実行分） ・利子：3年間全額補給 ・保証料：全額補給	市内金融機関 県商業・金融課	058-272-8389
	51 危機関連対応資金 【県・市】	貸付	中小企業者	・売上げ等が減少している事業者の資金繰りを支援 〈融資条件〉融資限度額：1億円 償還期間：運転7年以内、設10年以内（いずれも据置1年以内） 融資利率：年1.0%、信用保証料負担：0.6% ・事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加（令和3年3月までの融資実行分） ・利子：3年間全額補給 ・保証料：全額補給	市内金融機関 県商業・金融課	058-272-8389
	52 県返済ゆったり資金 【県・市】	貸付	中小企業者	・売上げ等が減少している事業者の資金繰りのための資金借換（一本化）を支援 〈融資条件〉融資限度額：8千万円 償還期間：10年以内（据置1年以内） 融資利率：金融機関所定利率 信用保証料負担：0.35%～1.50% ・事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加（令和3年3月までの融資実行分） ・利子：3年間全額補給 ・保証料：全額補給	市内金融機関 県商業・金融課	058-272-8389
	53 新型コロナウイルス感染症 対応資金 【県・市】	貸付	中小企業者	・市町村長からセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた事業者に対し、実質無利子無担保で融資を受けることができる県の制度融資を創設 〈融資条件〉融資限度額：4千万円 償還期間：10年以内（据置5年以内） 融資利率：年1.4%、信用保証料負担：0.85% ①個人事業主(小規模事業者のみ)：売上高等▲5%以上 保証料ゼロ、3年間利子ゼロ ②中小企業者(①を除く)：売上高等▲5%以上 保証料1/2 ③中小企業者(①を除く)：売上高等▲15%以上 保証料ゼロ、3年間利子ゼロ ・事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加（令和3年3月までの融資実行分） ・上記②について、保証料の1/2補給、利子3年間全額補給	市内金融機関 県商業・金融課	058-272-8389
	54 新型コロナウイルス感染症 特別貸付 【日本政策金融公庫】	貸付	中小企業者	・直近の売上が前年より5%以上減少した事業者に対し、通常の融資枠とは別枠で無担保・無保証人による貸付を実施（融資後の3年間まで0.9%の金利引下げ、金額上限あり） ・国による利子補給あり（金額上限・条件あり） 〈融資条件〉融資限度額：3億円（中小企業事業）、6,000万円（国民生活事業） 償還期間：運転15年以内、設備20年以内（いずれも据置5年以内） 融資条件：1.11%（中小企業事業）、1.36%（国民生活事業）	日本政策金融公庫 岐阜支店 高山商工会議所 高山北商工会 高山西商工会 高山南商工会 新型コロナウイルス感染症 特別利子補給制度事務局	058-263-2137 0577-32-0380 72-4130 53-3112 52-3460 0570-060-515
	55 経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付) 【日本政策金融公庫】	貸付	中小企業者	・「売上が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて対象とした融資制度 〈融資条件〉融資限度額：7.2億円(中小企業事業)、4,800万円(国民生活事業) 償還期間：運転8年以内、設備15年以内(いずれも据置3年以内) 融資条件：1.11%(中小企業事業)、1.91%(国民生活事業)	日本政策金融公庫 岐阜支店 高山商工会議所 高山北商工会 高山西商工会 高山南商工会	058-263-2137 0577-32-0380 72-4130 53-3112 52-3460
	56 マル経融資 (小規模事業者経営改善資金) 【日本政策金融公庫・市】	貸付	小規模事業者	・直近の売上が前年より5%以上減少した事業者に対し、通常の融資枠とは別枠で貸付（融資後3年間まで金利0.9%引下げ） ・国による利子補給あり（金額上限・条件あり） 〈融資条件〉融資限度額：1,000万円 償還期間：運転7年以内（据置3年以内）、設備10年以内（据置4年以内） 融資条件：1.21% ・事業者の負担を軽減するため、国の利子補給の対象外となった事業者に対し市による支援を追加（令和3年3月までの融資実行分） ・利子：3年間全額補給	日本政策金融公庫 岐阜支店 高山商工会議所 高山北商工会 高山西商工会 高山南商工会 新型コロナウイルス感染症 特別利子補給制度事務局	058-263-2137 0577-32-0380 72-4130 53-3112 52-3460 0570-060-515
	57 衛生環境激変特別貸付 (特別貸付) 【日本政策金融公庫・市】	貸付	旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む中小企業者	・直近の売上が前年より10%以上減少した旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む事業者に対し、別枠で貸付（一定の条件により金利0.9%引下げ） 〈融資条件〉融資限度額：1,000万円（旅館業は3,000万円） 償還期間：運転7年以内（据置2年以内） 融資条件：1.91% ・事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加（令和3年3月までの融資実行分） ・利子：3年間全額補給	日本政策金融公庫 岐阜支店 高山商工会議所 高山北商工会 高山西商工会 高山南商工会 飛騨高山旅館ホテル組合 高山飲食業組合	058-263-2137 0577-32-0380 72-4130 53-3112 52-3460 57-9800 36-2858
	58 農林漁業セーフティネット資金 【日本政策金融公庫】	貸付	農林漁業者	・資金繰りに著しい支障をきたしている農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を貸付 ・利率：貸付当初5年間実質無利子、実質無担保、貸付限度額 1,200万円 等	日本政策金融公庫 市内金融機関	0120-926-478
	59 林業・木材産業災害復旧対策 保証 【(独)農林漁業信用基金】	貸付	林業・木材産業運営者	・経営の維持安定が困難な林業、木材産業運営者に対する貸付 ・債務保証の当初5年間の保証料免除、保証限度額 8,000万円 ※申込窓口は、お取引先の金融機関	(独)農林漁業 信用基金	03-3294-5585
	60 社会福祉施設等に対する融資 【(独)福祉医療機構】	貸付	社会福祉施設等の運営事業者	・事業を継続することが困難な社会福祉施設等の運営事業者に対し、通常よりも有利な条件で貸付 ・貸付利率：当初5年間 3,000万円まで無利子、3,000万円超の部分は0.2%、6年目以降0.2% 〈保証4号〉直近の売上が前年より20%以上減少した事業者に対して、通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加 〈保証5号〉感染症の影響が生じている対象業種で、直近の売上が前年より5%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加 ※ 4号と5号は併用可であるが、同じ枠での利用となる	(独)福祉医療機構	03-3438-9298
	61 セーフティネット保証 【信用保証協会】	貸付	売上が一定程度減少した中小企業者	・直近の売上が前年より15%以上減少した事業者に対して、通常の保証枠及びセーフティネット保証の保証枠とは更に別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加	商工課 岐阜県信用保証協会高山支店	0577-35-3144 33-5014
	62 危機関連保証 【信用保証協会】	貸付	売上が一定程度減少した中小企業者	・直近の売上が前年より5%以上減少した事業者に対する資金繰り支援として貸付を実施（融資後3年間まで金利0.9%引下げ） ・国による利子補給あり（金額上限・条件あり） 〈融資条件〉融資限度額：3億円 償還期間：運転15年以内、設備20年以内（いずれも据置5年以内） 融資条件：1.11%	商工課 岐阜県信用保証協会高山支店	0577-35-3144 33-5014
63 危機対応融資 【商工組合中央金庫】	貸付	中小企業者	・直近の売上が前年より5%以上減少した事業者に対する資金繰り支援として貸付を実施（融資後3年間まで金利0.9%引下げ） ・国による利子補給あり（金額上限・条件あり） 〈融資条件〉融資限度額：3億円 償還期間：運転15年以内、設備20年以内（いずれも据置5年以内） 融資条件：1.11%	商工組合中央金庫 新型コロナウイルス 感染症特別利子 補給制度事務局	0120-542-711 0570-060-515	
64 経営安定特別資金融資の 条件変更 【市】	貸付	市制度融資利用者	・市制度融資の利用者が一定期間の返済猶予等の条件変更を受ける際に追加が必要となる保証料を全額支給（令和3年3月までの条件変更分）	市内金融機関 商工課	0577-35-3144	
65 小口融資の条件変更 【市】	貸付	市制度融資利用者	・市制度融資の利用者が一定期間の返済猶予等の条件変更を受ける際に追加が必要となる保証料を全額支給（令和3年3月までの条件変更分）	市内金融機関 商工課	0577-35-3144	
66 創業支援資金融資の条件変更 【市】	貸付	市制度融資利用者	・市制度融資の利用者が一定期間の返済猶予等の条件変更を受ける際に追加が必要となる保証料を全額支給（令和3年3月までの条件変更分）	市内金融機関 商工課	0577-35-3144	
67 新型コロナウイルス感染症に かかる特別融資 【市】	貸付	市内事業者	・事業者の負担を軽減するため、市による追加支援を実施（令和3年3月までの条件変更分） ・利子：3年間全額補給 保証料：全額補給 ・融資条件は各金融機関により異なる	市内金融機関 商工課 農務課	0577-35-3144 35-3141	

支 援 策		区 分	対 象	概 要	問 い 合 わ せ 先		
【 】内は制度の実施主体を表示しています。例【国】=国の制度							
事業者向け	事業継続	納税等の特例	68 固定資産税等の軽減	その他 【国】	売上が一定程度減少した中小事業者	・令和2年2月～10月までの任意の3か月間の収入の対前年同期減少率が30%以上の事業者が対象 ・事業者の保有する設備や建物等の令和3年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロ又は1/2とする	税務課 0577-35-3627
			69 固定資産税の特例措置の拡充・延長	その他 【国】	新規に設備投資を行う中小事業者	・生産性向上のための設備投資にかかる償却資産に対する固定資産税をゼロとする	税務課 0577-35-3627
			70 納税猶予の特例 ※再掲	その他 【国】	2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者	・無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予。基本的にすべての税が対象	高山税務署 0577-32-1020
			71 納税猶予の特例 ※再掲	その他 【県】	2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)し納付が困難な事業者	・無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予。地方法人2税、個人事業税、自動車税など基本的にすべての税が対象	飛騨県税事務所 0577-33-1111
			72 自動車税の軽減措置の延長 ※再掲	その他 【県】	自家用乗用車を取得される方	・自動車税環境性能割の税率を1%軽減する措置を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする	飛騨県税事務所 0577-33-1111
			73 納税猶予の特例 ※再掲	その他 【市】	2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての方	・個人住民税、固定資産税等について無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予	税務課 0577-35-3504
			74 占用料等納入猶予 ※再掲	その他 【県】	納入が困難な法人	・道路、河川、砂防の占用料等について、納入が困難な法人に対し、最長で1年間納入を猶予し、猶予期間中の延滞金は免除	高山土木事務所 0577-33-1111
			75 使用料納入猶予 ※再掲	その他 【県】	納入が困難な法人	・都市公園における公園施設の設置若しくは管理許可又は占用許可に基づく使用料について、納入が困難な方に対し、最長で1年間納入を猶予	高山土木事務所 0577-33-1111
みんなでお応え	消費喚起	みんなでお応えしよう	76 プレミアム付き商品券「みんなでお応え商品券」の発行	その他 【市】	市民	・市内の加盟登録したお店で利用できるプレミアム率100% (商品券1万円分を5千円で販売)のみんなでお応え商品券を発行 ・市民1人につき2セット(額面2万円)まで購入可 ・販売期間:9月30日まで(終了)・利用期間:10月31日まで	プレミアム付き商品券委員会事務局 0577-36-0510
			77 飛騨高山応援活動補助金(飛騨高山宿泊促進補助金)	その他 【市】	市公式ファンクラブ(飛騨高山「めでたの会」)会員等	・市公式ファンクラブ(飛騨高山「めでたの会」)会員等が市内宿泊施設に宿泊する費用の一部を助成 ・対象者:飛騨高山「めでたの会」の特別会員・サポート会員とその家族等 ・補助上限:1人あたり3千円	ブランド戦略課 0577-35-3001
			78 匠の家づくり支援事業補助金の拡充	補助 【市】	木造建築物の建築主、市内建築事業者	・住宅建築関係の助成制度の補助単価等を拡充 ・補助対象:主な構造材の60%以上に市産材を使用する建築物 ・補助率等:市産材の使用量に対し、2万円/m ² →4万円/m ² (拡充分は、家具・木製品等の購入費用に対し助成) ・補助上限:新築50万円→100万円、増改築20万円→40万円	林務課 0577-35-3541
			79 高齢者住宅バリアフリー改修助成の拡充	補助 【市】	65歳以上の高齢者の方がいる世帯	・住宅建築関係の助成制度の補助率等を拡充 ・補助対象:生活の維持向上や自立の助長につながると思われる建築工事等 ・補助率等:1/2→2/3 ・補助上限:37.5万円→50万円	高年介護課 0577-35-3178
			80 まちなか定住促進事業補助金の拡充	補助 【市】	中心市街地以外から中心市街地へ移住し、自己の居住のために住宅を新築、取得・改修する方	・住宅建築関係の助成制度の補助率等を拡充(新築・改修の場合のみ) ・補助率等:1/2→2/3 ・補助上限:100万円→133.3万円(市外からの移住の場合150万円→200万円)	㈱まちづくり飛騨高山 0577-57-8765
			81 飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金の拡充	補助 【市】	飛騨地域以外から永住の意思を持って市内に転入する方	・住宅建築関係の助成制度の補助率等を拡充 ・補助対象:空家の改修費用 ・補助率等:1/2→2/3・補助上限:100万円→133.3万円	ブランド戦略課 0577-35-3001
			82 子育て住環境整備事業補助金の拡充	補助 【市】	新たに三世代以上で同居等をするために住宅を新築、取得、改修する方	・住宅建築関係の助成制度の補助率等を拡充(新築・増改築・改修の場合のみ) ・補助率等:1/2→2/3 ・補助上限:100万円→133.3万円(近居の場合50万円→66.6万円)	子育て支援課 0577-35-3179
			83 市街地景観保存区域建造物修景事業補助金の拡充	補助 【市】	市街地景観保存区域内の建造物の所有者	・住宅建築関係の助成制度の補助率等を拡充 ・補助対象:市街地景観保存計画の第2種保存区域の保存基準に適合した修景工事 ・補助率等:2/3→3/4・補助上限:200万円→225万円	都市計画課 0577-35-3180
			84 景観重要建造物修景事業補助金の拡充	補助 【市】	景観重要建造物の所有者	・住宅建築関係の助成制度の補助率等を拡充 ・補助対象:景観重要建造物の外観を維持向上させる修景工事 ・補助率等:2/3→3/4・補助上限:500万円→562.5万円	都市計画課 0577-35-3180
			85 景観形成事業(塀等設置)補助金の拡充	補助 【市】	板塀等を新設・改修する方	・住宅建築関係の助成制度の補助率等を拡充 ・補助率等:1/3→1/2(景観重点区域等 2/3→3/4) ・補助上限:1.8mあたり5万円→7.5万円、1か所あたり30万円→45万円(景観重点区域等 1.8mあたり10万円→11.2万円 1か所あたり60万円→67.5万円)	都市計画課 0577-35-3180
			86 ブロック塀等対策事業補助金の拡充	補助 【市】	ブロック塀、石造、れんが造その他組構造による塀の所有者	・住宅建築関係の助成制度の補助率等を拡充 ・補助対象:板塀等の新設・改修 ・補助率等:1/2→2/3・補助上限:30万円→40万円	建築住宅課 0577-35-3159
			87 伝統的大工技術等継承事業補助金の拡充	補助 【市】	地域の伝統的な技法により新築または既存の建築物の修景工事を行う方	・住宅建築関係の助成制度の補助率等を拡充 ・補助率等:1/3→1/2 ・補助上限:50万円→75万円	建築住宅課 0577-35-3159
88 プレミアム付き公共交通利用券の発行	その他 【市】	市民	・市内の交通事業者の事業活動を支援し、地域公共交通を維持するため、プレミアム率50%の公共交通利用券(利用券1,500円分を1,000円で販売)を発行 ・1世帯につき10セット(額面1万5千円)まで購入可 ・販売期間:9月15日～12月28日・利用期間:9月15日～令和3年3月31日	都市計画課 0577-57-7444			
終了した支援制度			特別定額給付金	給付 【国】	基準日(R2.4.27)に住居基本台帳に記載されている方	・一律に国民一人あたり10万円を給付。受給権者は世帯主 ・市から申請書を世帯主に郵送、必要事項を記入し郵送により申請 ・申請期限:10月12日まで	新型コロナウイルス総合窓口 0577-36-0024
			子育て世帯応援給付金	給付 【市】	保育園、幼稚園、小・中学校等に在籍する子どもの保護者	・保育園、幼稚園、小・中学校等の臨時休業措置に伴い影響を受けている子育て世帯の生活に対する負担軽減のため、対象児童一人につき1万円を支給 ・市から申請書類を対象者へ郵送、必要事項を記入し郵送により申請 ・申請期限:7月31日まで	子育て支援課 0577-35-3140 教育総務課 35-3153 学校教育課 35-3154
			学校の給食費に代わる支援	給付 【市】	要保護及び準要保護児童・生徒の保護者	・給食がなくなったことによって生じた昼食にかかる経済的負担を軽減するため、給食費相当額を支給 ・給付については、対象者に対して各学校からお知らせしています	学校教育課 0577-35-3154
			税務申告・納付期限の延長	その他 【国】	感染拡大により外出を控えるなど期限内の申告が困難な方	・申告所得税、個人事業主の消費税の締切りを、4月16日(休)まで延長しつつ、4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告を受け付け	高山税務署 0577-32-1020
			新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	給付 【県】	県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止等に全面的に協力する事業者	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間短縮(食事提供施設に限る)に全面的に協力する事業者に対し支給(4/18～5/6休業要請等に限る) 〈支給額〉1事業者あたり50万円	県「協力金」専用窓口(県商工労働部) 058-278-2551
			新型コロナウイルス感染症離職者雇用事業者給付金	給付 【県】	中小企業者	・就労の機会を失った求職者を正社員として雇用した事業者に対して助成 〈支給額〉1人あたり60万円(1事業者あたり2人まで) ・申請期限:9月30日	県商工労働部 058-272-1111
			働き方改革推進支援助成金(テレワーク新規導入)	補助 【国・県】	中小企業者	・感染症対策のため、テレワークの新規導入に取り組む事業者に対する助成 〈支給額〉対象経費の合計額×1/2(上限額100万円) ・申請期限:9月18日	テレワーク相談センター 0120-916-479
			働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)	補助 【国】	特別休暇制度の整備等に取り組む中小企業者	・国の働き方改革推進支援助成金を活用し、テレワークを新規で導入する中小企業者に対し、県独自の上乗せ支援を実施 ・助成率:1/2(国助成額と同額) ・申請期限:9月18日	県商工労働部 058-272-1111
			宿泊施設利用促進事業補助金	補助 【市】	高山市旅館ホテル連絡協議会に加入する宿泊施設	・市民等が宿泊施設を利用する際に負担する料金の一部を、連絡協議会を通じて助成 ・対象者:市民または市民を代表とするグループ ・補助上限:宿泊の場合1人あたり5千円 日帰りの場合1人あたり2千円 ・7月29日受付終了	高山市旅館ホテル連絡協議会観光課 0577-57-9801 35-3145
			第三者事業承継支援事業費補助金	補助 【県】	事業継承する第三者	・感染症の影響により廃業等経営の危機に直面する事業者に対して、創業を希望する第三者とのマッチングにより事業承継を支援する補助制度を創設	県商工労働部 058-272-8350
上下水道料金の支払い猶予	その他 【市】	一時的に料金の支払いに困難をきたしている方	・毎月の支払いについて、支払い期限を最大6ヵ月猶予 ・9月末分まで	上水道課 0577-35-3149 下水道課 35-3150			